〈質問項目〉

(以下、「地域枠」とは島根大学医学部医学科の地域枠学校推薦型選抜、緊急医師確保対策 枠学校推薦型選抜、県内定着枠のすべてを指します)

1 島根大学医学部の地域枠の制度について

(1)令和 4 年度の学生募集要項には、出願資格の欄に、「⑤卒業後は、島根大学医学部附属病院を含む島根県内の病院の臨床研修プログラムにより初期研修及び専門研修を受けることを確約できる者」「⑥卒業後は、医師国家試験に合格した日の属する月の翌月の初日から 12年を経過する日までの間に、⑤の期間を含めて 9年間キャリア形成プログラムで規定する指定医療機関(うち 4年以上は特定地域医療機関)で医師の業務に従事することを確約できる者」と記載してあります。

上記出願資格に基づいて入学し、その後医師になった者が県の奨学金を全額返還した場合、従事要件にどのような変更がありますか。大学在学中に全額返還した場合と卒業後に全額返還した場合とで異なる点があればそれも明らかにしてお答えください。

奨学金を全額返還した場合、返還時期に関わらず、奨学金に係る従事要件はなくなるが、 出願資格としての従事要件に変更はない。

(2)平成31年度以前の学生募集要項には、(1)に記載のある⑤と⑥の2つの要件は「出願資格」の欄と「奨学金制度について」の欄に別々に記載されています。このような記載の違いによって、(1)でお答えいただいた奨学金返還と従事要件との関係に生じる相違点をお答えください。

平成31年度以前の募集要項には、出願資格として卒後の従事要件に係る具体的な年数等は示していない。年数等は奨学金についてのみ定めているため、奨学金を全額返還した場合は、 奨学金に係る義務は消滅する。

(3)島根大学医学部の地域枠制度において、これまでに離脱した学生や県外で初期・後期研修を受けた学生はいますか。離脱した学生がいる場合には、奨学金の返還や大学及び県との合意の有無について回答できる範囲でお答えください。

これまでに離脱した学生や、県内病院プログラムでの初期・後期(専門)研修が必須である者の中で、県外で初期・後期(専門)研修を受けた学生はいない。

(4)勤務年数ではなく、初期・後期研修を県内で行うことを大学の出願資格として義務付けている理由はなぜですか。また、地域枠の確約書に記載されている「地域医療に貢献する」という文言は具体的にどのようなキャリアプランを想定していますか。

地域枠制度の目的として、地域枠学生の県内定着を進めるため、県内病院プログラムによる 初期・後期(専門)研修を義務付けている。

また、確約書に記載する「地域医療に貢献する」とは、県内病院プログラムでの初期・後期 (専門) 研修後も、何らかの形で地域医療に貢献することを想定している。

(5)地域枠制度に関して、学生や現役医師の意見を尊重し取り入れるための方策は検討していますか。また、地域枠学生と大学及び県との間を取り持つ第三者機関は存在していますか。

地域枠制度の改正等を行う際には、現役医師も委員として参加する、島根県地域医療支援会 議で意見を聞いている。

また、第三者機関ではないが、県の寄附講座である島根大学の「地域医療支援学講座」が、地域枠学生の面談を行う他、現役医師のキャリア支援を行う「しまね地域医療支援センター」が、相談窓口としてサポートしている。

(6)島根大学医学部の地域枠制度において、結婚や介護のようなライフイベントに対して、キャリアプランの新たな選択肢や義務年限などの制度の変更、契約の打ち切りなどはできると考えていますか。

結婚や介護のようなライフイベントによる義務年限等の制度の変更や、契約の打ち切りはできないと考えている。

(7)入学後に、入学時に提示した契約内容が変更されることはありますか。万一変更がある場合には、説明会を開くなどして十分な説明を行った上で個別に同意を得たり、柔軟な選択肢を提案したりしていますか。

仮に個別の同意を得ていない場合に、契約内容を一方的に変更することが有効であると 考えていますか。

募集要項に記載する従事要件等を変更することは無い。

(8)島根大学医学部のキャリア形成プログラムでは、形成外科プログラムに進む場合、島根県内に形成外科プログラムがないため連携施設の長崎大学病院でプログラムを受けることが出来る、という説明がされていたようです。しかし、昨年8月に「平成27年度以降の入学

者は県内プログラムで研修を行う必要があるためこのプログラムは選択できない」、という但し書き(診療科の制限)が加わっています。当初学生にしていた説明とは異なる変更がなされていますが、なぜですか。医学連が2020年12月に行った省庁交渉では、厚生労働省から『入学時に結んだ契約から変わる場合には、当然、都道府県や大学が説明して本人の同意を得る必要がある』という説明がありましたが、この件について在学生や卒業生向けに改めて説明をし、同意を得た上で行っていますか。

これまでの制度改正により、入学枠毎、奨学金の貸与開始年度毎に義務の内容が異なるため、 キャリア形成プログラム本文に具体の内容を記載している。

平成27年度以降入学者は、県内病院プログラムで初期・後期(専門)研修を行うことを明示している。

本文の別掲として示している専門医取得モデルの中で、県内病院プログラムのない形成外科 モデルについては、平成27年度以降入学者は選択できないため、誤解が生じないように、 注意書きを追記したものであり、取り扱いを変更したものではない。

(9)島根大学の地域枠制度において、取得できない専門医はありますか。専門医を取得できない診療科とその理由をお答えください。

前述のとおり、平成27年度以降入学者は、県内病院プログラムで後期(専門)研修を行う ことになっており、現時点で県内プログラムのない形成外科は選択できない。

(10)地域枠制度以外で、島根県の医師数を増やす方策は具体的にどのようなものを行っていますか。

「赤ひげバンク (医療従事者無料職業紹介所)」を通じた県外からの医師招へいや、一定期間研修後、県内医療機関へ派遣する県職員採用制度、小中校生を対象に地域医療をテーマとした授業の実施支援や現場体験事業、医学生向けの地域医療実習などを実施している。

また、島根大学に寄附講座「地域医療支援学講座」を設置し、地域医療を担う医師の養成を 行っている。

2受験生もしくは地域枠で入学した学生、卒後医師への具体的なサポートについて

(1)地域枠の受験を考えている受験生へ、具体的にどのような説明機会を持っていますか。また、県外の学生に向けても県内学生と同等の説明の場を持っていますか。

県内高校での入試説明会等で説明を行っている。県外の学生に対してはオープンキャンパス 等で説明や個別相談を行っている。 また、緊急医師確保対策枠では、島根大学の入学試験の一環として、島根県の面接が必要であり、面接前に奨学金制度や勤務モデルなどを説明している。

(2)説明会の中では、島根大学の地域枠制度には様々な枠がある、ということについて理解しやすい説明をどのように行っていますか。また、(上記 1/9)で取得できない専門医があると回答した場合には)取得できない専門医があることや、義務年限が将来のキャリア設計においてリスクや制約となりうることを具体的にどのように説明していますか。

大学が行う入試説明会では、入試方法や出願要件等について枠毎に説明を行っている。 島根県による入試説明会では、奨学金制度等の説明を行っている。奨学金の説明の際に、 勤務モデルを提示してイメージしてもらえるよう努めているほか、臨床研修、専門研修を県 内病院プログラムで行う必要があること等、説明している。

(3) 1 の(1)(2)に関連して、令和 4 年度の学生募集要項の出願資格の欄に従事要件の記載がありますが、県の医学生地域医療奨学金が返還免除になる要件と微妙に異なっており、理解しづらい部分の一つです。県と大学が各々で地域枠の説明会を行う際には、どのように連携し整合性をとっていますか。

募集要項作成時に、記載内容に関して大学と県の双方が確認を行っている。

大学・県が合同で説明会を開催する機会をできるだけ設けるようにしている。県の奨学金制度について、大学の出願要件を反映した資料を準備し、関係性がわかる説明となるよう、努めている。

(4)地域枠学生が、キャリアプランなどを相談してきた際には、日程調整や話し合いの時間も 含め学生のことを尊重して相談に乗っていますか。また、メンタルケアなど心のサポートは 具体的にどのように行っていますか。

入学枠を問わず、学生支援業務として全ての学生に対して行っている。 また、地域医療支援学講座が面談等を通じてサポートしている。